

## 第一章 台方村の村運営

——入地、知行所「組」、知行所「入地組」の分析から——

はじめに

中谷 正克

本章は、台方村の村運営について論ずるものである。序章第三節「近世台方村の概要」で触れたように、近世台方村の百姓は、入地と称される百姓が居住する集落ごとに設定された小集団に属しながら、その一方で元禄一二年(一六九八)の地方直しによる知行替え以降は四給いずれかの知行所付の百姓として年貢・諸役の負担をも務めていた。台方村は、近世期を通じて入地の集合体によって形成された村落であり、元禄期以降は旗本四氏の支配を受ける村落であった。本章では、入地・知行所双方の活動実態を明らかにすることにより、一村運営の有り様について考察していくことにする。

これまで、近世期の村運営に関する研究潮流としては、相給村落運営を分析の主眼とする研究や、「村」組ないしは村内小集落の分析から、村運営について言及した研究がある。前者の研究からは、主に相給村落の成立によって従

来の集落単位での結合が分断し、領主による五人組編成に直結させられた側面を重視し、結果として村運営においても一村内に複数の知行主が設定されても、運営上「一領」化に進む傾向が指摘されている。<sup>(3)</sup>一方、後者の研究では、自然的あるいは地縁的に形成された村落内の小集落である村「組」の存在を明らかにし、村「組」が生活・信仰集団としての性格をもつものであることを指摘し、ひいては領主支配の下で行政村を相対化しうる村の集合単位として機能していたと、積極的に村「組」を位置づける研究もみられた。<sup>(4)</sup>

こうした研究に対し、行政村である相給村落としての側面と、生活共同体的側面の強い「村」としての側面、双方の関係性が重要であるとの問題関心の下、その関係性自体を解明するとともに、時代的変遷を意識したなかで村運営の歴史的發展を見通す研究がみられるようになった。<sup>(5)</sup>筆者は、村が有した両面の関係性を掘り下げようとする研究視角には共感するものの、相給村落や村「組」に関して、依然として、個々の村における運営構造の解明を旨とした実態分析の蓄積が足りていないように感じられる。近世村落史研究を進める上で、改めて個別村の実態分析を前提にした村運営論を展開する余地があると考えられる。<sup>(6)</sup>

以上の問題関心から、近世台方村の村運営について分析を進めていく。台方村は、元禄十一年以降幕末まで四給それぞれ支配を受けながら、入地と呼ばれる百姓の居住地ごとに設定された小集団が、近世初頭以来、現在に至るまで連綿と根付いた村であった。<sup>(7)</sup>すなわち行政村としての枠組みと、入地という枠組みの併存状態が一貫して続いている特質をもった村であったのである。その意味では、両者の関係性を考察する上では適した村と考える。本章では、はじめに入地を呼称自体から検討し、入地としての具体的活動実態を明らかにしながら、重層的な知行所運営の実態を指摘していく。そして最後に、入地運営と知行所運営の併存状況からみえてくる台方村の村運営について考察していきたい。

本論に入る前に、分析の対象となる台方村について取り上げた研究について簡単に触れておく。台方村を対象にした研究は、これまで多く発表されているが、本章との関連では、特に伊藤陽啓氏の一連の研究について触れておこう。伊藤氏は、これまで台方村を事例に、入地に体现される共同体機能の所在を確定し、合わせて知行所編成の中身を具体的に検討するなかで、台方村の相給村落としての側面と、入地結合村としての側面を、具体的運動や機能面の分析を通じて多面的に分析されてきた。<sup>(8)</sup>氏の一連の研究は、重要な成果ではあるが、知行所を村運営の下部機構として存在していたとする点や、<sup>(9)</sup>相給支配と入地の関係について「入地結合が優先されていた」と見通している点などについては、改めて分析を行った上で判断する必要があるように思われる。<sup>(10)</sup>この点、本論においても入地及び知行所「組」、知行所「入地組」の分析を進めていくなかで、逐次再検討することにした。

## 一 祭礼時の棧敷割当てと入地呼称

### 1 承応三年(一六五四)と元禄二年(一六九九)の棧敷割

本節では、次節以降で近世後期における入地や、知行所「組」の分析を進めていく前提作業として、一七世紀段階で入地が如何なる呼ばれ方をしていったのかを、山王宮祭礼時の棧敷割当てに関する史料からみていきたい。台方村百姓の山王宮祭礼時における棧敷割当てについては、既に伊藤陽啓氏の研究でも取り上げられているが、<sup>(11)</sup>後述するように氏は史料の一部分を省略しており、また史料解釈についてもいくつか疑問点があるため、ここに同一の史料を全文紹介しながら、入地呼称の時代的変遷を明らかにすることと合わせて、再検討していく。

(史料1)<sup>(12)</sup>

御権屋前 覚

一、 棧敷場 拾三間

一、 棧敷貳間 五郎次郎

但 橋より東方

残羽黒内出百姓棧敷

一、 棧敷貳間 新左衛門

但 橋より西方

残り花輪百姓棧敷

下側

一、 棧敷貳間 庄五郎

残而 東方 大門百姓棧敷

西方 砂郷下百姓棧敷

彌勒前

一、 棧敷場 拾三間

上側

一、 棧敷貳間 雅楽之助

残而 東方 大作百姓棧敷

下側 西方 砂郷上百姓棧敷

一、 棧敷 庄兵衛

残而 東方 大彌勒百姓棧敷

下側

一、 棧敷貳間 嘉平次

残而 西方 小彌勒百姓棧敷

右之通、向後急度相守可申候、以上

承応三甲午年

六月朔日

名主 雅楽之助

同 新左衛門

年寄 庄五郎

組頭 嘉平次

同 庄兵衛

同 五郎次郎

〔史料<sup>15</sup>2〕

御蔵前上側棧敷割

- 一、 棧敷貳間 半右衛門
- 内壺間 祭世話料有之候、
- 橋ノ東二羽黒役棧敷
- 一、 棧敷壺間 彦兵衛
- 同大門役棧敷
- 一、 棧敷壺間 権右衛門
- 道下
- 一、 棧敷貳間 半左衛門
- 内壺間 地主棧敷有之候、
- 大門役棧敷
- 一、 同壺間 又左衛門
- 砂郷前上側棧敷割
- 北ノ方大作役棧敷
- 一、 棧敷壺間 茂吉
- 一、 同 壺間 次郎右衛門
- 地主棧敷
- 一、 同 壺間 長右衛門
- 道下弥勒役棧敷

- 一、 同 壺間 小左衛門
- 一、 同 壺間 五郎右衛門
- 道下大作役棧敷
- 一、 同 壺間半 嘉平次
- 右者踊世話任候役、村向方半間差遣候、
- 北之方弥勒役棧敷地主棧敷相用候、
- 一、 同 壺間 伊左衛門
- 上側西之方
- 同砂郷役棧敷
- 一、 同 壺間 七郎兵衛
- ノ役棧敷拾三間
- 外二 貳間 地主棧敷
- 壺間半 祭世話料
- 惣ノ棧敷拾六間半
- 右之通棧敷割合、組之入地々江引渡候上者、急度相守可申候、尤退役之者ハ跡役之者江棧敷相渡可申候、併跡役
- 無之内、何ヶ年茂預支配可仕候、以上
- 元禄拾二己卯六月
- 名主 半右衛門

同 半左衛門  
 同 茂吉  
 同 小左衛門  
 組頭 五郎右衛門  
 同 次郎右衛門  
 同 嘉平次  
 同 彦兵衛  
 同 又左衛門  
 同 権右衛門  
 同 久右衛門  
 同 七郎兵衛

伊藤氏の論文では、史料1の八行目「但橋を西方」から、年月日の前の「残而西方小弥勒百姓棧敷」まで、引用を省略している。<sup>(16)</sup> 同史料は、承応三年という近世の早い段階で、山王宮祭祀時における棧敷場の割当てが台方村の百姓間で行われていたことを示す史料である。棧敷場は、「御権屋前」と「弥勒前」に各一三間ずつ設定され、棧敷場の割当ては、名主二名と、年寄一名、組頭三名の村役人層が二間ずつ個々に割り当てられ、残りは「百姓棧敷」として入地別に割り当てられた。百姓棧敷を割り当てられた入地は、史料順に羽黒内出・花輪・大門・砂郷下・大作・砂郷上・大弥勒・小弥勒と八つある。後年の村方文書の多くにおいては、六入地で把握されていた入地の内、弥勒が大弥勒と小弥勒に、砂郷が砂郷上と砂郷下というように入地内で細分化することもあったことがわかる。<sup>(17)</sup>

続いて史料2は、同じく伊藤論文でも紹介されているが、史料八行目の「道下」より、史料末の「惣々棧敷拾六間半」の前までと、村役人連名部分の大半が省略されている。<sup>(18)</sup> 史料2は、元禄一二年に役棧敷一三間分と、地主棧敷二間、祭世話料一間半分の計一六間半を、前年の地方直しによる支配替えによって増大した村役人と地主らに再割当てされた際に作成したものである。承応三年の棧敷改めと異なり、入地百姓としての棧敷割当てが史料上からはみえてこないことと、新たに地主棧敷や祭り世話人への棧敷割当てが確保されたことがわかる。入地呼称としては、羽黒・大門・大作・弥勒・砂郷がみえる。<sup>(19)</sup>

以上、筆者の史料1・2に対する理解を述べた。伊藤氏は、史料1から「承応年間には土豪的百姓六名によって支配されていたヒエラルヒッシュな村落であった」とし、その一方で「入地に結集する小百姓の存在も注目すべき」とし、「六名の経営に包摂されていた小百姓が次第に自立していきこうとする過渡的な状況を推定される」と結んでいる。<sup>(20)</sup> 筆者は、この史料のみをもって名主・年寄・組頭六名を土豪的百姓と性格付けしてしまう点や、小百姓の自立化への過渡的状况とする点に疑問をもつ。加えて入地に結集する小百姓の存在に注目する点においては同感だが、史料の引用を大幅に省略したのでは、個々の入地に存在した百姓の存在自体に注目できないという点において、疑問をもつ。<sup>(21)</sup>

続いて史料2においては、伊藤氏は「棧敷割を受ける対象が土豪的百姓個人ではなく、入地の代表者に変わっていることである」とし、入地の性格については「入地が九つから六つに変化している」ことから、「入地の単なる地名から、集団・団体としての入地への変化を示している」と指摘している。<sup>(22)</sup> 筆者は、前述の解釈のように、棧敷割を受けた主体は入地の代表者ではなく、あくまで新たに四知行所の村役人となった者へ割り当てられたものと理解しており、<sup>(24)</sup> 入地の性格の変化についても、入地の単位上、若干の変動はあるものの、集団としては承応期に既に成立して

いたことが史料からも読み取れると考える。<sup>(25)</sup>

ここまで、史料1・2を全文引用しながら再解釈を試みた。総じて伊藤氏の史料1・2の引用及び解釈からは、論理的な飛躍が見受けられたが、史料1・2は台方村における近世初期祭礼時の棧敷割当て状況をj知る上でも、また入地呼称を確認する上でも重要な史料であるため、改めて紹介した。続いて、元禄期から大幅に時期は下るが、再び台方村百姓間で天保期に棧敷割の取り決めが行われているので、みていこう。

## 2 天保三年の棧敷割

〔史料3〕<sup>(26)</sup>

覚

一、当村棧敷割之事、先年と懸来り之通、当年相改無間違対談いたし候、左之通、  
村方二踊之場棧敷割之事、

一、弥勒前 長右衛門地主 伊兵衛地主

上之方とうわが

一、同断 五間三尺 大砂郷入込

同断 役人棧敷

一、六尺 長左衛門

同断 地主旧家棧敷

一、九尺 長右衛門

同断

組頭棧敷

一、六尺

太郎左衛門

同断

名主棧敷

一、六尺

治兵衛

同断

一、四間

大作入込

右同断下ガ川上

一、三間

小弥勒分入込

同断

組頭役 旧家棧敷

一、九尺

与茂助

同

旧家

一、九尺

勝五郎

同

当時名主 旧家棧敷

一、九尺

与左衛門

同

旧家

一、九尺

次郎左衛門

同

組頭

一、六尺

権左衛門

一、六尺 重右衛門  
 同断  
 一、四間 羽黒入込分  
 右同断下ガ  
 一、四間 砂郷新田入込  
 同断 組頭棧敷  
 一、六尺 五左衛門  
 同断 地主旧家棧敷  
 一、式間 次郎右衛門  
 同 名主棧敷  
 一、六尺 傳兵衛  
 同 組頭  
 一、六尺 吉左衛門  
 同 同役  
 一、六尺 与惣治  
 同  
 一、四間 大門入込  
 右如此ニ御座候、是を以当年ノ懸ケ可申候、少も相違無之候、旧家・村役人・小前惣一同対談、右者山王宮祭礼

同 同役  
 一、六尺 十右衛門  
 同  
 一、三間 大弥勒入込  
 (中略)  
 右同断、羽黒前地主、郷御蔵地主、大門治郎右衛門地主、  
 同  
 上ガ  
 一、同断 式間 花輪入込  
 同断 組頭棧敷  
 一、六尺 平治郎  
 同断 大高名主 触元棧敷  
 一、九尺奥行式間 勘太郎  
 同断  
 一、六尺 妙福寺外三ヶ寺棧敷勘太郎後ニ御座候、  
 右同断御蔵合右手 旧家棧敷  
 一、式間 彦兵衛  
 同断 組頭棧敷

踊場之儀、古昔は職来り候棧敷、弥勒前長右衛門地主之方、砂郷、大作伊兵衛地主之方、大弥勒・小弥勒・羽黒・三田様御蔵向花輪分、松平様之御蔵向羽黒分、次郎右衛門地主之方、砂郷、大門此通を懸候、先年左書面之通相違無御座候、然処当村方江旧家九間御座候、彦兵衛・次郎右衛門ハ弐間ニ懸来候、与茂助・長右衛門・次郎左衛門・与左衛門・勝五郎ハ五人之者ども九尺宛ニ懸来り候、たとへ旧家之者ニ至り候ても、半右衛門・新兵衛ハ一たんたへ候故、かして棧敷何方江まぐれ候かして未無御座候、是を見出スハおとひまもとれ候故ニテ見出不申候、村役人ハ成あがり之奢が相成候迎、是ハ役棧敷ニ御座候ゆへ六尺ニ懸来り候、亦者旧家之者名主・組頭役相動候とても、其節役棧敷沓間不可持、掛来り之棧敷ニ而置可申候先年之定法也、然処下々之者ニ至迄当時役人も多く御座候故、かして入込もせまく相成申候故、羽黒入地之者どもなぞも一同唯如何様ニテも羽黒分ハ御蔵入口方弐間彦兵衛、其跡入地棧敷と心得候、成程貫方左様相懸候ハ勿論、乍然小前成上り之村役人余慶ニ相成候故、せまくも相成候、大門棧敷之儀もせまき候故、当年羽黒さじき場迄大門重右衛門役棧敷沓間外同役江咄なく相掛申候、此処羽黒入込故羽黒之者どもに相とらはれ、懸たるさじきをこわし申候、其時旧家・村役人一同相寄相談いたし候処、右之段ハ勿論乍然平治郎など申分ハ、旧家・村役人ニ至迄六尺間ニおいて沓尺宛相つめ、左様いたし候テハ如何候哉と申候得者、惣一同間済左様相談相極メ申候、夫より弥勒初尺づるをうち割ふりいたし候処、随分沓尺宛相つめ不申候迎もよろしき候故、元之通ニ致置申候、(後略)

天保三辰

台方村

六月十五日

旧家九間之内

七間

名主 四間

組頭 十間

百姓代

小前一同

長文の引用となったが、史料3の前半部では棧敷の割当て状況が明らかとなり、後半部からは割当てスペースをめぐって入地百姓間でせめぎ合いがあった様子が分かる。棧敷スペースは、入地ごとに五間三尺〜二間というように異なっているものの、承応期の棧敷割にあつたように、入地が棧敷の割当て単位として認識されていたことが確認できる。また入地呼称は、大弥勒・小弥勒・大作・花輪・羽黒・大門・大砂郷・砂郷新田と八つあり、これは、呼称こそやや異なるものの、承応期の数と同じである。この事実は、近世後期において台方村は六入地が基本単位でありながらも、祭礼時の棧敷割当てに限っていえば、八つの入地単位で把握されていたことを示している。<sup>(27)</sup>

実際の割当ては、入地百姓への割当てのほかは、名主・組頭棧敷に加え、地主棧敷、旧家棧敷、触元棧敷、妙福寺ほか三か寺棧敷など、承応期と比べると細分化している。とりわけ、名主・組頭棧敷といった役棧敷と、旧家棧敷が明確に区別された。一七世紀段階では村役人層六名のみ個別の棧敷場が割り当てられていたものが、天保期には村役人・地主・旧家など計二二名に個別の棧敷場が割り当てられることになった。旧来の村役人層に加え新興村役人の出現が棧敷割の細分化につながつたものと思われる。

なお棧敷の割当てをめぐる村構成員間の関係は、史料3の後半部分から推測できる。史料後半部には、当時旧家が九軒と把握されながら、スペース的に二間と九尺で差があったことや、旧家の内二軒は「一たんたへ」た家であったことなどが記されている。村役人については、「小前成上り之村役人余慶ニ相成」という認識の下、役棧敷として旧家より狭い六尺のスペースが割り当てられている。一方、入地百姓の内、羽黒や大門の百姓らは、棧敷スペースが狭

表1 嘉永2年・4年 羽黒・弥勒入地の講開催状況

嘉永2年羽黒「講」の開催状況

月日	講宿	講の種類
1月23日	所左衛門	23夜講
3月23日	傳藏	23夜講
4月23日	勤二郎	23夜講
閏4月23日	傳四郎	23夜講
5月23日	藤兵衛	23夜講
6月23日	官二郎	23夜講
7月14日	彦兵衛	題目講(花輪・羽黒一同)
7月23日	丸屋與二郎	23夜講
9月23日	助七	23夜講
10月13日	官次・ 金左衛門	入地契り講 (官次方へ参り)
10月23日	平七	23夜講

※嘉永2年1月「日記用留」(『有原家文書』コ18)より作成。

嘉永2年(6月以降)弥勒「講」の開催状況

月日	講宿	講の種類
7月14日	—	題目講
7月23日	徳右衛門	23夜講
9月23日	善助	23夜講
10月13日	大弥勒由松	入地契り講
10月23日	次左衛門	23夜講
11月23日	長五郎	23夜講

※嘉永2年5月「壱番日記控」(『前嶋家文書自宅保管分』箱1-1)より作成。

嘉永4年羽黒「講」の開催状況

月日	講宿	講の種類
1月23日	源兵衛	「当亥年分廿三夜講宿覚」 1月：源兵衛、2月：官次郎、3月：助七、4月：丸や、5月：忠次、6月：吉二郎、7月：傳藏、8月：傳四郎、9月：彦兵衛、10月：所左衛門、11月：藤兵衛
3月23日	助七	23夜講
4月23日	丸や	23夜講
7月23日	傳藏	23夜講
8月23日	傳四郎	23夜講
9月23日	彦兵衛	23夜講、所左衛門・金左衛門・傳四郎・己之助・助七参る
10月13日	藤兵衛	契り講

※嘉永4年1月「日記用留」(『有原家文書』コ17)より作成。

嘉永4年弥勒「講」の開催状況

月日	講宿	講の種類
1月23日	佐次右衛門	23夜講
2月23日	兵藏	23夜講
3月23日	治助	23夜講
4月23日	文吉	23夜講
5月23日	善助	23夜講
6月23日	庄之助	23夜講
7月23日	徳右衛門	23夜講
8月23日	長五郎	23夜講
9月23日	次左衛門	23夜講
10月13日	嘉七	入地契り講
10月23日	勝次郎	23夜講
11月23日	秋松	23夜講

※嘉永4年正月「三番日記」(『前嶋家文書自宅保管分』箱1-3)より作成。

くなったため、「懸たるさじきをこわし」といった乱暴をはたらき、少しでも自身の属する入地スペースを確保しようとし、その結果、旧家や村役人全体で話し合う事態を引き起こしている。このように天保期の棧敷改めからは、棧敷の割当てが細分化したと同時に、具体的な割当てについては、百姓各々の立場によって、相互対立を生じうる状況にあったことがわかる。

承応・元禄期と、天保期という時期が離れた事例ながら、台方村における山王宮祭礼時の棧敷割当ての状況と、合わせて入地呼称の変遷についてみてきた。棧敷割当てに関しては、大きな流れとして、村役人と入地百姓の割当てから、相給村役人への割当て、そして旧家と村役人と入地百姓の割当てへと、推移していったといえる。入地呼称については、呼称に若干の変化はみられたものの、近世期を通じて八入地が棧敷の割当て単位として機能していたことがわかる。では、この入地百姓は実際に村の中でどのように活動し、集団として機能していたのか、次節で確認しよう。

## 二 入地百姓としての活動と入地運営

### 1 入地百姓の活動

#### (1) 日常的な活動と非常時における活動

台方村の百姓は、所属する入地ごとで日常的に講や日待ち行為を営んでいる。<sup>(29)</sup>表1は、嘉永二年(一八四九)と同四年における羽黒と弥勒における講の開催状況を示したものである。基本的には、羽黒・弥勒ともにほぼ毎月行われた二十三夜講を中心に、各種の講が開催されている。<sup>(30)</sup>講宿は、月ごとに入地百姓が順番で受け持っている。日待ちにつ

表2 安政2年 弥勒月番百姓とその役割

月日	月番百姓	役割
1月26日	小左衛門・吉兵衛	入地辻切日待触
2月9日	熊之助・文吉	明日、入地土取人足を話し合うための入地触
3月4日	佐次右衛門	上り節句日待願い→聞済
3月19日	佐次右衛門・卯兵衛	千部日待願い→聞済
3月23日	佐次右衛門	明日土取の件、入地触にて申付
4月4日	兵藏・善助	湿り日待願い→聞済
4月7日	兵藏	入内疫病祈禱のため一万遍唱度願い→承知
4月14日	兵藏・善助	山王様へ雨祈禱のため入地中燈明銭集め
5月11日	平五郎	今日、土取致し仕舞度申し参る→聞済
5月19日	平五郎	雨天続き難波に付、天気祭日待願い→聞済
6月8日	庄太郎・文吉	羽黒清左衛門死去に付、諷誦銭集め
6月17日	庄太郎	入内御礼題目講願い→聞済
6月23日	庄太郎・文吉	治兵衛死去に付、入内中結合相頼む
7月5日	藤五郎・儀助	あぶ祈禱日待願いの申触
7月17日	藤五郎・儀助・儀助	二百十日前祝日待願い→聞済
7月28日	藤五郎	明日、花輪兵藏の家茅かつぎ頼みの触
8月20日	嘉七・由松	入内辻切日待触
9月12日	小左衛門・吉兵衛	天気日待願参り→聞済
9月16日	重次郎・吉兵衛	入内長五郎方の叔父直次郎死去に付、諷誦銭集め
10月5日	文吉・熊之助	地震無難に付日待触参り→聞済
11月18日	佐次右衛門・長五郎	大作喜右衛門方百姓死去に付、諷誦銭集め

※安政2年1月「七番日記」(『前嶋家文書自宅保管分』箱1-7-1、安政2年6月「七番ノ二日記」(『前嶋家文書自宅保管分』箱1-7-2)より作成。

いては、入地ごとに様々な理由で行われたことが確認できる。一例として、弥勒における二百十日の日待ち願いと、上り節句の日待ち願いを、前嶋家の日記から抽出する。

〔史料4〕

一、同七日天気、式百十日無難日待、月ばん兵藏・善助願参り候ニ付、承知致し遣し申候、(後略)

〔史料5〕

一、四日雨降、(中略)朝之内ニ入地月番佐次右衛門来ル、上り節句日待願出候ニ付、聞済遣し申候、(後略)

日待ち行為は、このほか種蒔き終了時の日待ちなどがあり、毎年定例として発生する祝い事の際は、入地単位で行っていた。そのほか非常時における活動には、各種祈禱行為や火の番が挙げられる。同じく、前嶋家の日記から抽出しよう。

〔史料6〕

一、同廿八日天気、(中略)下拙儀者入地ニ悪病流行ニ付、入地中八幡様へ結合、一万へんとなへ申候、拙者方米

五升たき、むすびニ致遣し申候、尤むすび之儀者は迄祈禱題目講度毎ニ御座候、(後略)

〔史料7〕

一、同廿日、(中略)昨夜中ニ組内熊太郎方ニ附火有之趣ニ付、大次郎・保次郎・下拙と三人ニ而見届ニ参り候処、女房さく儀心得違之申分故、隣家大次郎・保次郎立腹致候得共、組之者共詫入候ニ付勘弁致候、依而者今晩方入地一同ニ而小御廻り式人ツ、夜ばん可致筈、村役人、入地六人有之付而者、壹ばんニ夜(番カ)として百文ツ、呉遣し可申筈ニ而、夜中ニ帰宅仕候、(後略)

一、同廿九日天気、(中略)組熊太郎方夜ばん之儀、入地壹通り廻り候ニ付、跡者如何可仕哉申参り候ニ付、同役保

次郎と相談仕、未ダ御相給方沙汰有之迄者入地相頼、火之ばん可致趣申付候、(後略)

史料6では、弥勒で悪病が流行した際、入地百姓が八幡社に集まり一万遍を唱えたこと、史料7では、弥勒で付け火が発生したことにより、夜二人ずつで火の番をすることになったことがわかる。百姓の生命や治安が脅かされる恐れが生じた際には、入地単位で団結して行動していた。

## (2) 入地「月番」百姓

前述のように、台方村百姓は日常的にもあるいは突発的な事態が生じた際も、入地百姓として活動を行っていたが、活動を支え得たのには入地百姓間の伝達や入地代表者との調整を行った月番百姓の存在があった。表2は、安政二年におけ

る弥勒の月番百姓担当者と、その役割を一覧化したものである。月番は二名体制で、入地百姓が順番におよそ八か月に一度のペースで勤めていたことがわかる。<sup>(40)</sup>月番百姓のペアは、例えば八月二十日の嘉七(河野知行所付百姓)と由松(松平知行所付百姓)や、十一月十八日の佐次右衛門(三田知行所付百姓)と長五郎(松平知行所付百姓)のように、異なる知行所付百姓同士が組んで勤めるなど、知行所の違いを超えて入地百姓全員で順番に担当している。月番百姓の役割は、入地百姓からの講や日待ちなどの各種の願いを入地の代表者である前嶋家の当主に訴え、当主から「聞濟」の了解を取り付けた後に入地百姓へ触れて回ることであった。

台方村の百姓は、信仰や祈禱、治安維持や健康面などといった日常生活を維持していくために必要な事柄については、入地単位で活動していた。そして日々の運営面については、月番百姓を当番制で置くことで、集団としての機能を高めて維持を図っていたのである。では、こうした運営を行っていた入地同士の関係性は如何なるものであったのか、文化期に入地間で起こった出入りを事例にみていこう。

## 2 文化二年(一八一四)「灯燈一件」

〔史料8〕<sup>(41)</sup>

口書

〔前略〕当月十五日十六日、私共義利不尽之趣、大きく花輪羽黒より被申立候始末御尋ニ付、左ニ申上候、

此段私共義、当月十五日夜、上宿町新宿町ニ口論有之趣、右ニ付見舞ニ参候様忠平申出候間、則打寄灯燈付候間、東金町迄参候処、花輪清蔵、松之助其外之もの居合候故、花輪ニ而も灯燈付候様、松之助江申候処、灯燈無之趣相答候間、大村ニ而灯燈式張ニ而ハ相成申間敷候間、消し可申候由申之、則消し申候処、松之助申候者、己

らが灯燈かり申間敷と、紋付之灯燈相付申候、夫より双方悪口いたし候処、上宿町清兵衛、伊之松右両人ニ而彼是申間候間、其儘ニ而右場所引取直ニ東金谷江参申候処、山王宮御輿御休之処ニ而右之咄合忠平江申達候所、同人預り申候故其儘ニ而差置申候、夫ら大きく茂左衛門向江参、源兵衛江千助申間候ハ、灯燈拵可申趣彼是申之我らも高く相成候所、忠平・治郎吉・三太郎ニ而預り、いづれ明日沙汰いたし可申由申之候ニ付、此場も引取内々江罷帰申候、翌十六日ニ相成、四ツ過新兵衛方江忠平参、夜前之始末此方之力ニ及がたく候間、破談ニ参候様申来候而罷帰り申候、依之一同打寄相談いたし夜前之預り主三太郎・治郎吉方江半蔵・権太郎ヲ以申遣候ハ、夜前預り候趣如何有之候哉之旨承無之申達候所、さもつかれ候間、福太郎と与惣治より右挨拶可致由、治郎吉申之ニ付、兩人帰り申候、其後大きく長松・三太郎、羽黒福太郎・与惣治右四人参候而夜前之事花輪江懸合候所、聞入不申候故破談之届ケニ参候由申之、尚又私共入地ニて灯燈拵不申候ハ無念故勘弁致呉候様申間候、左候得共此方ニ而灯燈之事ニ勘弁も入不申候由申之候故、皆々帰り申候、夫より七ツ時分半蔵・権太郎兩人ニ而花輪松之助・平九郎方江申遣候ハ、懸合致度義有之候間、みろく江参候様申遣候処、皆々留守故相談之上挨拶いたし可申由之ニ付、又々右之者共ら相談被成候ハ、参候様申遣候処、其方江行足ハ無之候間、此方江可参候よし申之候間、早速帰り右之趣一同相談いたし、大きく向江一同罷出居り候処、大豆谷弁之助参、花輪前ニ大勢打寄、棒・飛口、持居候様申間候所、大豆谷之若者共大勢参喧嘩も有之様ニ見請申候、如何之始末哉承度申之ニ付、花輪ニ而悪口之訳柄可承と、両度懸合候所、此方江可参旨申之ニ付、是迄罷出候と答申候、其子細ニ有之候ハ、拙者共其始末承可遣候間、引取候様申事故、則引取申候、夫より大豆谷之もの共并大門宇八・吉蔵兩人立入、花輪江懸合候処、同所ニ而ハ恨も無之由申之ニ付、左候得者此方ニも別条無之候間、其段大豆谷弁外式人江申達候、尚又大豆谷弁外式人ら始末答候様申間候間、花輪ニ而子細無之候ハ、差遣し可申由申之候処、花輪ニ而ハ趣意無之候

而八内濟難相成由申之二付、扱人方私共江相断候間、則其儘ニ而打捨置申候処、十五日夜大きく坂下ニ而待伏いたし利不尽之始末申立候得とも、決而左様之儀無之候、尤千助義者同夜東金谷方竹之棒壺本蛇用心ニ大きく茂左衛門向迄持参いたし申候、尚又十六日夜一同竹鐘ヲ以大きく向迄参候様是又被申立候得共、一向覚無御座候、然ル処村方江願出候義如何之事と奉存候、右申上候通少も相違無御座候、以上

文化十一年

新兵衛(印)

戌六月廿日

千助(印)

半蔵(印)

喜五郎

権太郎

権太郎

(中略)

御役人衆中

史料8は、大作と花輪・羽黒の百姓から弥勒の六名の百姓へ理不尽の申し立てがあり、それに応える形で弥勒の百姓が一連の経緯を説明した「口書」である<sup>(43)</sup>。きっかけは、史料冒頭にあるように、山王宮の祭礼があった六月一日夜に、弥勒の百姓が隣村の上宿町と新宿町とで行われた口論の見舞いに向かう道すがら花輪の百姓と出会い、その場で花輪百姓が「灯燈」を付けていなかったため、灯燈を付けるように言ったところ、「双方悪口」の事態となったことと始まった。出入りの当事者は、弥勒と花輪の百姓であった。

出入りはその後、当事者を除く弥勒と花輪の百姓三人が仲裁に入ったものの破談となり、その後、大作と羽黒の四

人の百姓が間に入るも再び破談となり、最終的には隣村の大豆谷村と大門の宇八と吉蔵が間に入って内済となった。弥勒と花輪の百姓間で始まった出入りは、結果的に大作や羽黒・大門の百姓が仲裁に出てくる事態となったことがわかる。なお、出入りのきっかけになった「灯燈」についての扱いであるが、二度目の破談となった際、仲裁人であった大作と羽黒の百姓が仲裁を依頼した弥勒側へ説明した内容には「尚又私共入地にて灯燈拵不申候ハ無念故、勘弁致具候様申聞候」とあることから、灯燈を拵えることに關しては、大作と羽黒の百姓も仲裁が難しく勘弁してほしいと申し聞かそうとした事情が窺える。こうした態度に対し弥勒側は、「左候得共、此方ニ而灯燈之事ニ勘弁も入不申候由申之」として譲らなかった。

最終的に内済証文が作成されたかは不明だが、「村方江願出候義如何之事と奉存」とあるので、事態は収束に向かったものと思われる。山王宮祭礼の夜、弥勒と花輪百姓間で起こった灯燈をめぐる出入りは、砂郷を除く入地が再三にわたり間に入って内済をみた。入地間で紛争が起こった際の解決には、当事者が属する入地以外の入地の者が仲裁役となって調整が図られていたのである。

では、入地内部でもめ事が起きた際は、いかなる対応をとっていたのであろうか、再び前嶋家の日記から二つの事例を抽出して取り上げる。

### 3 入地内での調整

(1) 嘉永四年(一八五二)「庄蔵後家はる一件」

〔史料<sup>(44)</sup>〕

一、同廿六日、(中略)今日入地寄合有之趣、用向之儀者、熊太郎と庄蔵後家はると嘉七と三人仲直り為致度趣ニ承

り申候処、上宿権左衛門方故障之趣ニ而、松平組者分レ帰り候趣、跡者組計ニ而取計、若不行届候節者組役人之差凶受度趣ニ而、百姓代伝蔵申参り候趣ニ承り申候、訳者熊太郎仲人ニ而、嘉七娘を油や市右衛門方江縁付樽入仕候処、庄蔵後家はる儀、熊太郎方江参り故障申候趣故、嘉七方ニ而止メ候処、はる嘉七方ニ参り縁談ニ者障り不申趣、只熊太郎ニ遺恨有之申候得共、嘉七方ニ而者同人留守故、後日同人はるどの方江参り、遺恨之趣承り候処、同人娘せい儀、市右衛門伴周蔵と約束有之趣申二付、嘉七方帰宅仕候趣ニ御座候、

一、同廿八日、天氣寒く入地辻切休ニ御座候、(中略)嘉七・庄蔵後家・熊太郎三人一件之儀、組百姓一同ニ而扱ニ立入済候趣ニ嘉七方承り、右一件之儀ニ付、小安保次郎儀少々相障候処、伝蔵ニ訊被聞申馴込候趣ニ承候、

史料9は、弥勒の熊太郎と庄蔵後家はる、嘉七の三名が嘉七娘の縁付をめぐって「遺恨」が生じた後、最終的に「仲直り」するに至るまでの経緯を記したものである。興味深い点は、仲直りに際しての解決方法である。当初、この一件は入地で解決するはずであったが、上宿町の権左衛門が故障をはさみ、弥勒百姓のうち松平知行所付の百姓は帰ってしまい、残った河野知行所付の「組百姓」で解決することになった点である。結果は、寄合から二日後に、弥勒の河野知行所付百姓一同で仲裁し内済となっている。入地百姓間の縁付をめぐって起きた一件は、入地寄合によって入地内部で解決を図ろうとしたが、最終的には弥勒百姓の内、河野知行所付百姓だけで解決するに至っている。解決する主体が、入地百姓から入地内部の知行所付百姓に変更となったのである。

(2)安政二年(一八五五)「道普請不参一件」

〔史料10〕<sup>(47)</sup>

一、同十四日天氣、(中略)下拙儀者、入内道普請ニ付宰領仕候、川間手樋口大破ニ付、土俵ヲ遣イ、仮橋ヲ掛申候、徳右衛門殿へ先日遣イ残り之松葉ニ而葉口拵申候、然ル処人足之内、佐次右衛門・吉兵衛・熊太郎三人不参有之

候ニ付、長右衛門方己之吉・秋松等言立彼是申出シ候ニ付、年寄共ニ而面倒見遣し可申杯申候処、以来者留守之節者面倒見くろニ致可申杯申、追付不申候内普請之儀者出来上リニ相成候ニ付而者、昨年夏中雄蛇浚立弁当代酒手共何れへ交入居候哉之旨、右己之吉方申出候ニ付、下拙方夫者拙者方ニ為無之候趣、先達而中右三度入内百姓代佐次右衛門方へ相渡し可申趣ニ申遣し有之、銘々へ渡し候様ニ而者間違有之候而者相成不申候ニ付、一手ニ相渡し候積り相成居候趣申候処、右己之吉夫を今日酒・そば代として、右不参三人之者共之分ニ而御仕舞勘弁いたし可申杯申候ニ付、何れとも勝手次第之趣申居候内、佐次右衛門儀外方帰り来り候ニ付、訳柄咄し為聞候処、何れニ而も宜敷、右弁当代酒手五十六文ツ、ニ而上り候得者宜敷有之、外不参式人の方へも私方咄し可申趣ニ而、以来者其心得ニ而取計可申趣ニ御座候、依而月番文吉ヲ呼、一同へ挨拶可致存候居合不申候ニ付、嘉七殿ヲ呼佐次右衛門と三人ニ而前文之通咄し仕、入内一同江者嘉七方挨拶仕候、夫方下拙儀者帰り申候、酒・そば之儀者徳右衛門方ニ而呑喰仕候、普請土俵之儀者保次郎方拾俵出に使イ秋松ニ御座候、(後略)

史料10は、村内の川間手樋が大破したため、弥勒百姓によって「入内道普請」が行われるべきところ、担当である人足の内、弥勒の佐次右衛門と吉兵衛・熊太郎の三名が不参したことにより起こった一件の経緯を記したものである。不参した三名については、罰として「弁当代酒手五十六文ツ、」を、人足を勤めた己之吉と秋松に支払うことで済ませている。この一件で当事者の己之吉は、道普請人足勤めの不参を咎めるとともに、昨年の夏の雄蛇ヶ池浚い時に人足を勤めた者へ渡されるべき弁当代と酒代はどこにいったかを、日記の作成者である治助に問うている。これに対し治助は、「両三度入内百姓代佐次右衛門方へ相渡し可申」と返答している。実際には支払われなかったようだが、普請人足への手当ては「入内百姓代」<sup>(48)</sup>である佐次右衛門が渡す役目を担っていたことがわかる。

本節では、台方村の百姓が入地百姓として日々活動していた点と、入地に月番を設けて入地運営を成り立たせてい

表3 天保9年～10年 松平知行所「組参会」開催状況

回数	開催月日	参会者	参会場所	参会理由
1	閏4月23日			砂郷 長左衛門より平右衛門喧嘩一件願出
2	6月5日			御屋敷様より飛脚者帰村に付
3	23日			100石2両割の事、駄賃減事
4	7月5日			半右衛門帰村のため
5	10日			権左衛門帰村のため。勘左衛門と年番に取立被仰付事
6	16日		権左衛門宅	御屋敷より飛脚到来
7	20日		権左衛門宅	昨夜御屋敷様よりの飛脚の件評議
8	8月8日			宗旨人別帳の印形取る
9	22日	周助、徳太郎、半右衛門、助左衛門父重右衛門、彦兵衛、大次郎		百姓代よりの申出、田畑違作に付検見願ひ
10	24日	彦兵衛、半右衛門、徳次郎、大次郎、夜に周助、重右衛門、五左衛門悻	大次郎宅	小前より違作願書の書付に印形取る
11	25日	彦兵衛、半右衛門、徳次郎、大次郎		惣代願人として庄左衛門・与兵衛差し立て、書面1通添え遣わす
12	9月5日			越石百姓へ10日迄鎌留とする廻状を遣わすことを認める
13	7日	昼に大次郎、半右衛門、彦兵衛。昼後に平次郎	大次郎宅	江戸から半右衛門・彦兵衛宛の書面到来に付拝見
14	8日		彦兵衛宅	当違作に付御用捨願ひに出府する人選の件
15	9日			大次郎出府のところ周助出府の筈、百姓代 又右衛門出府
16	14日			権左衛門・勘左衛門・磐太郎・周助・又右衛門・庄左衛門帰村
17	15日			検見下見、忠兵衛後家つげと代吉との出入りの件
18	17日			つげ一件、一同評議
19	10月4日			取附帳認め
20	6日			150俵分の御用捨引割
21	10日			御用捨引割合帳に百姓代と極窮百姓の印形を取る

た点を確認することができた。加えて、入地間で起こった出入りの内済を調整していたことや、入地と知行所という既存の枠組みが、場合によっては百姓によって選択され得ることもあったことを指摘した。また、入地には月番百姓に加え、知行所の百姓代とは異なる入地百姓代が存在したことも指摘した。入地内部は、入地の代表者である前嶋家を軸に<sup>(49)</sup>、入地百姓代・月番百姓・入地百姓らで構成され、日々の運営が行われていたといえる<sup>(50)</sup>。では、こうした入地百姓らの手によって組織的に機能した入地運営に対し、知行所運営に台方村の百姓はどのように関わっていたのだろうか、次節で確認しよう。

### 三 松平知行所「組」運営

#### 1 組参会の開催

本節では、元禄一一年(二六九八)の地方直し以降、旗本四給村落となった台方村において最大知行主となった旗本松平氏の知行所運営について、一年分の組参会の開催状況や、組役人の就任状況からみていくことにする。最初に、松平知行所組役人の間で行われた組参会の開催状況について、天保九年当時松平知行所の組頭を務めた有原家に残る「御用留」<sup>(53)</sup>から確認していこう。

表3は、御用留の記載から、組参会が行われた部分のみを抽出したものである<sup>(54)</sup>。閏四月二三日に行われた組参会から翌年の四月五日まで、計四〇回行われている。参会者は、松平知行所組の名主である勘左衛門と組頭八名で、勘左衛門が江戸に出府している間に参会の必要が生じた場合は、村に残った組頭で組参会を開催している<sup>(55)</sup>。主な参会理由は、①江戸からの通達、②年貢・諸役銭の割付・取立、③組役人の帰村、④知行所内の出入り、⑤知行所百姓よりの

回数	開催月日	参会者	参会場所	参会理由
22	15日			取附帳作成、忠兵衛後家つげより江戸表から手紙到来に付勘左衛門・権左衛門・与左衛門にて開封する
23	18日		権左衛門宅	畑方冬成・御巡見入用金の取立
24	19日		権左衛門宅	畑方冬成・御巡見入用金の取立(昨日不揃いの分、又々取立)
	11月13 ~19日	彦兵衛、勘左衛門、権左衛門、供代吉、幸助		江戸出府(殿様代替わりに付家督継ぎ祝い)
25	11月20日			彦兵衛・勘左衛門・権左衛門帰村に付
26	25日			御年貢津出米、高持百姓へ割付
27	27日			駄賃割付帳の件
28	12月16日			権左衛門帰村に付
29	28日			役銭立替の件に付
30	1月21日			花輪・羽黒百姓からの拝借願いの件に付
31	22日		権左衛門宅	花輪・羽黒百姓からの拝借願いの件に付
32	23日			花輪・羽黒百姓からの拝借願いの件に付又々参会
33	24日			花輪・羽黒百姓からの拝借願いの件に付
34	25日			花輪・羽黒百姓からの拝借願いの件に付、願書認め印形取る
35	2月1日	彦兵衛、半右衛門、徳次郎	勘左衛門宅	江戸表へ拝借願い出府の件、彦兵衛出府の積もりに成る
	2月7 ~16日	彦兵衛、幸助		江戸出府
36	18日			彦兵衛・幸助帰村に付(拝借願いのため江戸出府)
37	3月12日			皆済目録作成、今日より4日間の日待ち始まる
38	16日			紺屋 与茂助酒代払い出金の件
39	4月2日			権左衛門帰村に付、彦兵衛・磐太郎へは米3俵ずつ被下置、拝借米25俵は3人へ貸付被成、其外用向き
40	5日	彦兵衛、磐太郎		御拝借米割渡しのため

※天保9年4月「御用留 第壹番」(『有原文書』サ8)より作成。

訴願、⑥村方帳簿の作成、などに関して知行所百姓としての対応を決めるべく、その都度参会した。とりわけ、一月二日から二月一日の間には、花輪・羽黒百姓から申し出のあった「拝借願い」の要求をいかに処理するかをめぐって、連日計六回にわたって組参会が行われた。参会の結果、拝借願いの願書と印形を取り付け、組頭の(有原)彦兵衛と百姓代の幸助が代表して江戸へ向かった。最終的には、組役人と知行所百姓へ拝借米が割り渡されることとなった。松平知行所組は、前述の①から⑥などの事案が発生すると、村に残っている組役人は即座に参会し、知行所百姓として対応にあたったのである。続いて組役人の中心である組頭とその就任事情について、具体的にみていこう。

## 2 組役人の就任状況と「入地組」頭

表4は、前項よりやや時期は遡るが、天明から文政期における松平知行所の組役人を判明する限り示したものである。<sup>56)</sup>名主の数は変わらないが、組頭の人数はこの期間二〜四名の間で推移している。<sup>57)</sup>松平知行所は村内第一の大名知行主であるため、村全体に知行所付の百姓が存在していることもあって、表からは、すべての入地にいずれかの時期、組頭が居ることがわかる。では、このように組頭に就任する人数が変化したり、組頭が足りなかった場合には、実際どのような対応をとっていたのであろうか、史料からみていこう。

〔史料11〕

乍恐以書付奉願上候

一、御知行所台方村砂郷組近年組頭無之、御公用村用等ニ差支難儀仕候ニ付、砂郷組百姓中願上げ候者、砂郷甚七  
 倅彦左衛門并ニ重蔵両人之内、組頭被仰付被下候様奉願上候、御慈悲ニ願之通右名前之者組頭被仰付被下置候  
 ハ、名主組頭百姓中一統ニ難有仕合ニ奉存候、委細之義者名主彦八口上ニ而可申上候、以上

〔史料<sup>(59)</sup>12〕

(前略)

一、羽黒組大門組之儀、当時組頭無之名主方ニ而支配仕罷在候、此儀組頭役相勤候者見当候迄ハ、羽黒組之儀ハ隣組勘四郎賄、大門組之儀者隣組彦左衛門方ニ而賄、尤花輪羽黒両組江惣代之者壺人ツ、相立、小前願諸色共ニ惣代之者差添羽黒組ハ勘四郎、大門組ハ彦左衛門方へ參、右両人之差図ヲ以村役人江願出候様仕、諸色取立等之義ハ是迄之通名主方ニ而世話いたし取立仕諸勘定仕、何分ニ茂不埒成願不仕候様為致可申候事、

(中略)

右前条之趣、此度被仰出候間堅相守可申候、若相背候もの於有之候者、急度御咎可被仰付者也、

藤井 半内(印)

享和三亥年七月

鈴木忠右衛門(印)

台方村

台方村

組頭 長右衛門(印)

同 彦右衛門(印)

同 善 六(印)

名主 有原彦八(印)

天明二年寅二月

小林治右衛門様

朝岡儀左衛門様

表4 天明～文政期 松平知行所「組役人」

年月	組役人	入地組	入地	百姓名	文書名
天明2年2月 (1782)	名主	羽黒組	羽黒	彦八	『有原家』サ20
	組頭	弥勒組	弥勒	長右衛門	
	組頭	大作組	大作	彦右衛門	
	組頭	大作組	大作	善六	
享和2年11月 (1802)	名主	羽黒組	羽黒	彦市	『有原家』ウ15
	組頭	弥勒組	弥勒	長五郎	
	組頭	大作組	大作	嘉平次	
	組頭	花輪組	花輪	勘左衛門	
享和3年7月 (1803)	名主	羽黒組	羽黒	彦兵衛	『有原家』セ36
	組頭	花輪組	花輪	勘四郎	
	組頭	砂郷組	砂郷	彦左衛門	
	組頭	砂郷組	砂郷	彦左衛門	
文化6年12月 (1809)	名主	羽黒組	羽黒	彦兵衛	『有原家』ク66
	組頭	砂郷組	砂郷	七郎兵衛	
	組頭	花輪組	花輪	勘左衛門	
	組頭	弥勒組	弥勒	長右衛門	
文化8年7月 (1811)	名主	羽黒組	羽黒	彦兵衛	『有原家』 ウ55-1・ウ55-2
	組頭	花輪組	花輪	勘左衛門	
	組頭	弥勒組	弥勒	長右衛門	
	組頭	砂郷組	砂郷	八郎兵衛	
文政2年1月 (1819)	名主代	花輪組	花輪	勘左衛門	『伊藤籌二家』4
	組頭	砂郷組	砂郷	八郎兵衛	
	組頭	砂郷組	砂郷	与四郎	
	組頭	弥勒組	弥勒	長右衛門	
文政10年6月 (1827)	組頭	大作組	大作	卯之三郎	『伊藤籌二家』19
	組頭	大作組	大作	卯之三郎	
	組頭	大門組	大門	清右衛門	
	組頭	?	?	弥惣太郎	
	組頭	?	?	弥惣太郎	

〔史料13<sup>(6)</sup>〕

乍恐以書付奉願上候

名主  
組頭  
惣百姓江

一、元組頭嘉平次儀、七十余も相成候二付、当夏中思召を以て退役被仰付難有仕合ニ奉存候、然処同人儀年来組頭役相勤候処、当夏中思召を以て退役被仰付候二付、世間躰も如何敷奉存候由二而、倉水村菅沢儀兵衛殿を以て村役人被帰役相願具候様頼二付、乍恐無抛奉申上候、何れ御慈悲之御勘弁奉願上候、以上

御知行所台方村

大作組惣代

文化六年

嘉右衛門(印)

巳十二月

同 彦右衛門(印)

組頭 七郎兵衛(印)

同 勘左衛門(印)

同 長右衛門(印)

名主 有原彦兵衛(印)

鈴木忠右衛門様

藤井 半内様

史料11は、天明二年(一七八二)に松平知行所の組頭三名と名主から知行所役人二名に宛てた願書である。内容は、砂郷組の組頭が近年不在で公用・村用ともに困っているため、砂郷甚七伴の彦左衛門と重蔵の二名の内一名を組頭としてほしいと、砂郷組百姓一同から願い出たものである。松平知行所内部には「砂郷組」という枠組みがあり、その組に組頭がいないと知行所運営に差し支える事態になり得たことがわかる。

続いて史料12は、享和三年(一八〇三)に知行所役人二名より知行所の名主・組頭・惣百姓へ出された「下知書」の一部である。内容は、「羽黒組」と「大門組」には組頭がいなかったため、名主である羽黒の彦兵衛が「支配」している状態である。両組に組頭を務める者が出てくるまでは、羽黒組は隣組の花輪の勘四郎が「賄」、大門組は隣組の砂郷の彦左衛門が「賄」、仮に羽黒組・大門組の小前百姓が願書などを差し出すことがあった場合には、羽黒組・大門組それぞれから選出された惣代が、それぞれ勘四郎と彦左衛門のもとに向かい、両人の指図を受けて村役人へ願い出ることが確認された。史料11では「砂郷組」の組頭が不足する状態であったが、本史料では羽黒組と大門組の組頭が不足する状況に陥っていたことがわかる。このように組頭不在時には、隣組の助けを受けるなどの対応をとることとで知行所組の運営を全体で支えていたのである。

最後の史料13は、文化六年(一八〇九)に大作組惣代二名と組頭三名・名主から、知行所役人二名に宛てた願書である。内容は、「大作組」の元組頭の嘉平次が老年のため夏に退役したところ、「世間躰も如何敷」とのこと、倉水村の菅沢儀兵衛<sup>(6)</sup>を仲介に立て、自らの組頭「帰役」を望み、それを受けて組役人一同から「御慈悲之御勘弁」を願ったものである。史料11や12のケースとは異なり、自ら望んで組頭復帰を願うケースも確認できる。

本節では、村内最大の知行主である松平氏による知行所運営の一端を、組参会の開催状況や、組役人の就任状況などから確認した。前節でみてきたように、台方村は入地運営が百姓の生活上恒常的に機能していたと同時に、元禄一

表5 文化8年 松平知行所分の役高負担状況

組名	入地名・町・村名	百姓名ほか	役高(石)	備考
弥勒組	弥勒	長右衛門	34.6167	組頭(松平知行所)
	弥勒	彦右衛門	0.285	
	弥勒	平兵衛	1.71	
	弥勒	徳右衛門	0.504	
	弥勒	善兵衛	3.2573	
	弥勒	六右衛門	0.8027	
	弥勒	次助	4.0926	としまや
	弥勒	逸平	2.394	
	弥勒	兵吉	0.196	みしうや
	大作	太郎左衛門	8.072	
	大作	源兵衛	1.7967	
	弥勒	次兵衛	6.9777	
	弥勒	佐次右衛門	6.2107	
	弥勒	次郎左衛門	0.456	
	砂郷	善右衛門	9.8159	
	大門	政次郎	8.431	
	上宿	茂兵衛	16.4673	
	上宿	権右衛門	23.7764	
	上宿	与八	4.8527	
	上宿	惣右衛門	7.6377	
	岩崎	六右衛門	3.514	
	岩崎	又兵衛	7.7	
	谷	長三郎	3.0053	
	谷	寛涼院	2.429	本漸寺塔中
新宿	勘兵衛	3.2467		
弥勒組小計			162.2474	
	大作	松右衛門	9.7114	
	大作	次助	0.68	
	大作	卯之三郎	8.555	
	大作	万次郎	0.219	
	大作	留八	5.2732	
	大作	嘉平次	5.6533	
	大作	大林寺	0.5773	

一年の知行替え以降は、相給知行所運営も役人数の不足はありながら、同じ百姓らの手によって機能し続けていたのである。では、組頭数の不足をしばしば生み出した羽黒組や大門組、砂郷組といった本節で確認することのできたわゆる「入地組」と呼び得る枠組みは、これまでみてきた入地とどう違うのか、次節で詳しくみていこう。

#### 四 松平知行所「組」における「入地組」と知行所入用

##### 1 「入地組」の性格

本節は、松平知行所において確認できた入地組の性格を明らかにするために、二種類の帳簿分析を行っていく。表5は、文化八年の「田畑役高帳」<sup>63)</sup>に記載されている百姓ごとの役高を入地組別に並べたものである。台方村内における松平知行所分の土地九四七石余が、七組に編成された上、各組に属する百姓の役高が計上されていたことがわかる。七組の内訳は、弥勒組、大作組、花輪組、羽黒組、大門組、砂郷組、大豆谷・福俵組で、入地の名が頭についた六組と、隣村の大豆谷村・福俵村を総称した組を加えた編成であった。<sup>64)</sup>各組の組高は、概ね一〇〇〜一五〇石前後で設定されていた。

同表を一見すると、入地組と入地・町村名が異なる百姓が間々みられる。弥勒組を例にとると、大作の太郎左衛門や源兵衛、砂郷の善右衛門、大門の政次郎が入地組と入地が異なる百姓として存在する。この四名は、文化八年(一八一二)に作成された「田畑反別名寄帳村入石」<sup>65)</sup>にすべて名前が出てくることから、四名が松平知行所以外の知行所付百姓でありながら、松平知行所分の入地組の土地を所持していたため、入地組と入地のズレが起こったといえる。史料上は、わずか一文字の違いであるが、入地組と入地は同じ村内において用いられた枠組みを示す呼称であっても、

組名	入地名・町・村名	百姓名ほか	役高(石)	備考
	岩崎	藤七	0.868	
	谷	仙妙坊	0.492	本漸寺塔中
	新宿	勘左衛門	5.278	かまや
	新宿	彦左衛門	1.7906	
花輪組小計			139.3281	
羽黒組	羽黒	彦兵衛	108.0547	名主(松平知行所)
	羽黒	忠蔵	0.4933	
	羽黒	勘十郎	1.6013	
	羽黒	平五郎	1.414	
	羽黒	傳四郎	16.2167	
	羽黒	かな	0.3	
	羽黒	次郎吉	0.3	
	羽黒	清左衛門	3.404	
	羽黒	忠兵衛	10.5399	
	羽黒	源兵衛	0.11	
	羽黒	清蔵	0.1333	
	羽黒	幸助	3.9917	
	松之郷	留次郎	0.2	
	羽黒	りん	1.6474	
	羽黒	吉兵衛	2.9394	
	上宿	茂右衛門	1.555	
	上宿	小七	1.26	
	上宿	嘉兵衛	1.074	
	上宿	逸平	3.0217	
	羽黒組小計			158.2564
大門組	大門	清右衛門	18.7214	
	大門	重右衛門	21.0457	
	大門	妙福寺	6.8072	
	大門	経什坊	2.752	
	大門	茂助	0.21	
		定使田	2.702	
	大門	喜左衛門	0.84	
	上宿	佐助	3.7637	
	上宿	吉左衛門	2.9935	

組名	入地名・町・村名	百姓名ほか	役高(石)	備考
大作組	大作	嘉右衛門	0.2	
	大作	太兵衛	0.2873	
	大作	新兵衛	1.433	
	大作	彦右衛門	7.5078	
	大作	次郎兵衛	2.6247	
	大作	定五郎	2.2506	
	大作	善六分組田	6.368	
	大作	孫右衛門	1.1807	
	大作	常光寺	3.2693	
	上宿	彦右衛門	1.7407	
	上宿	久四郎	1.5587	
	岩崎	太兵衛	66.7936	2 番組60.037石、3 番組6.7566石
新宿	弥治馬	0.8353		
大作組小計			126.7189	
花輪組	花輪	孫兵衛	15.6894	
	花輪	勘左衛門	34.0613	組頭(松平知行所)
	花輪	新助	0.1587	
	花輪	つる	1.2833	
	花輪	大法寺	2.406	
	花輪	平次郎	6.43	
	花輪	平蔵	1.638	
	花輪	彦四郎	1.9227	
	花輪	八左衛門	0.21	
	花輪	惣兵衛	21.2334	
	花輪	慶春	0.6527	
	花輪	半右衛門	0.8687	
	花輪	忠平	0.8563	
	大門	甚兵衛	0.4946	
	砂郷	庄兵衛	3.5247	
	大作	太左衛門	2.656	世話人茂左衛門
	上宿	嘉平次	30.6683	
	上宿	喜兵衛	1.5987	つぼや
上宿	庄次郎	3.5447	こいづみや	
岩崎	武右衛門	1.002		

組名	入地名・町・村名	百姓名ほか	役高(石)	備考
砂郷組小計			158.0913	
大豆谷組	大豆谷村	甚五右衛門	4.8737	
	大豆谷村	彦右衛門	1.036	
	大豆谷村	増右衛門	7.5454	
	大豆谷村	久八	3.333	
	大豆谷村	半左衛門	1.328	
	大豆谷村	源蔵	0.492	
	大豆谷村	善蔵	8.128	
	大豆谷村	蓮妙坊	2.628	
	大豆谷村	久右衛門	1.0757	
	大豆谷村	勘左衛門	1.048	
	大豆谷村	六郎左衛門	5.5017	
	大豆谷村	仁兵衛	6.4413	
	大豆谷村	重左衛門	4.8347	
	大豆谷村	善右衛門	16.0767	
福俵組	福俵村	佐兵衛	2.4127	
	福俵村	庄左衛門	1.2903	
	福俵村	与五左衛門	2.358	
	福俵村	吉右衛門	0.357	
	福俵村	三郎兵衛	1.3813	
	福俵村	留次郎	2.3637	
	福俵村	本福寺	0.8493	
	福俵村	八郎左衛門	2.2377	
	福俵村	要七	1.8503	
	福俵村	甚右衛門	3.08	
	押堀村	藤右衛門	2.445	
	下田中村	源兵衛	0.8167	
	押堀村	八左衛門	2.432	
	押堀村	勘兵衛	0.595	
	押堀村	吉兵衛	2.1847	
	油井村	勘兵衛	2.1443	
	大豆谷組・福俵組小計			93.1402
役高総計			947.6578	

※文化8年7月25日「田畑役高帳 但七組元帳」(『有原家文書』ウ55-1)より作成。

組名	入地名・町・村名	百姓名ほか	役高(石)	備考
	上宿	嘉七	2.0193	
	上宿	源左衛門	1.1527	木村
	岩崎	傳兵衛	27.3413	
	岩崎	傳右衛門	7.0217	
	岩崎	新兵衛	0.27	
	新宿	茂左衛門	12.235	
	大門組小計			109.8755
砂郷組	砂郷	新四郎	1.7966	
	砂郷	幸八	1.5807	
	砂郷	五左衛門	0.3643	
	砂郷	八郎兵衛	5.852	組頭(松平知行所)
	砂郷	安右衛門	3.7327	
	砂郷	文長	16.6735	
	砂郷	重蔵	2.2056	
	砂郷	天神田	1.764	
	砂郷	源次郎	2.3633	
	砂郷	四郎左衛門	3.549	
	砂郷	平蔵	0.2673	
	砂郷	藤吉	0.36	
	砂郷	文六	5.2383	砂郷甚蔵の親類請人
	砂郷	彦左衛門	8.592	
	砂郷	与四郎	1.4233	
	砂郷	市左衛門	7.643	砂郷小七の親類
	砂郷	長左衛門	3.125	長右衛門事。砂郷甚蔵の証人組頭。
	砂郷	長四郎	1.692	
	砂郷	伊兵衛	0.16	
	砂郷	孫右衛門	5.8639	
	砂郷	清吉	2.2877	
	砂郷	文蔵	1.752	
	砂郷	平兵衛	0.9474	
	川場	長左衛門	1.736	賄砂郷今介
	上宿	庄兵衛	1.607	いせや
	岩崎	太兵衛	75.5147	1番組

表6 享和3年 河野組「百石割」

負担百姓名	入用月日	入用額	用途
彦市(名主)	9月2日	672文	元名主恒右衛門より諸帳面受取候節、反別役高諸帳面相改仕立直し筆墨代紙共
彦市	9月2日	224文	上記用、炭1俵並ろうそく代立替
彦市	9月2日	43文	上記2筆の利金
彦市	9月2日	400文	上記用、名主・組頭・百姓代立合相改候節 昼飯夕飯米代
茂助	9月2日	300文	上記用、諸帳面調の節、日雇代2日分
治助	9月2日	148文	上記用、勝手働日雇代
甚助	9月2日	100文	入石百姓へ御年貢の儀に付廻状使
彦市	9月20日	金3分	宗盲人別帳並御召に付名主・組頭役請兩人 惣代出府雑用・上納代共
彦市	9月20日	248文	上記の利金
喜八	9月20日	348文	上記用、登戸迄送り伝馬代
次郎吉	9月20日	764文	上記供代
彦市	10月5日	500文	御藏薙15枚代
彦市	10月5日	132文	同もみ代
彦市	10月5日	100文	印墨代
彦市	10月5日	26文	上記3筆の利金
彦市	10月5日	124文	御年貢札・竹代
彦市	10月9日	672文	御年貢取立の儀に付御足輕武兵衛參候節、 逗留中入用、但し10月9日より12日迄
彦市	10月9日	348文	上記用、伝馬代
勘十郎	10月20日	900文	御年貢兼に付申延飛脚
彦市	12月	700文	御屋敷御用薙・桶8枚代並縄2丸代
彦市	12月	8文	上記の利金
定式	12月	2貫348文	福俵・青野・千沢年中百姓足役代並組百姓 役銭割・祝儀諸入用共に
定式	12月	400文	上記用、年中ろうそく代
彦市	12月	金1分2朱	御奉公人増給金立替
彦市	12月	31文	上記の利金
喜八	12月	348文	上納縄薙伝馬代
庄吉(組頭)	12月	900文	役銭取立日雇ろうそく代諸入用
利右衛門	12月	300文	年中わらじ代
恒右衛門・ 傳四郎・彦市	12月	金1分2朱 724文	御用餅米相場違羽銭
彦市	12月	972文	割の節、筆紙白米諸入用下働日雇代
彦市	12月	500文	上記用、買物代
彦市	12月	372文	上記用炭代、其外小遣日雇
彦市	11月	248文	御年貢問屋上下2人一宿
小計1：金1両2分14貫12文(銭換算；24貫360文)			
小計2：銭16貫795文(村向4給年中諸入用)			
小計3：銭22貫886文(元名主恒右衛門役中当8月迄、諸用の分、高、岩崎町太兵衛 殿より立替候元利分、惣高へ割入)			
三口計：銭64貫49文(高140石8斗へ割入る)→割高(百石に付45貫500文割)			
差引15文過→割の節、入用足し成る			

※享和3年12月「河野様組 百石割之帳」(「有原家文書」シ3)より作成。

前者は松平知行所分の役高を徴収するため必要上新たに設けられた枠組みを指すもので、後者とは成立背景が全く異なるものであった。

その一方で、同表からは入地組と入地が一致する百姓の割合も判明する。弥勒組に属する二五名の内、弥勒百姓は一二名(四八%)居り、大作組に属する二〇名の内、大作百姓は一六名(八〇%)居り、花輪組に属する二四名の内、花輪百姓は一三名(五四%)居る。羽黒組に属する百姓は一九名居り、その内羽黒百姓は一四名(七三%)を占め、大門組に属する百姓は一五名居り、その内大門百姓は七名(四六%)を占め、砂郷組に属する百姓は二六名居り、その内砂郷百姓は二三名(八八%)を占めた。弥勒組と大門組については、同じ入地百姓である比率が半分をわずかに下回っているが、残りの入地組に関しては入地百姓が同一である比率が高い。松平知行分の土地からの役高徴収単位として設定された入地組には、一部一致しない百姓が居るものの、全体としては入地組に属する百姓は同じ入地である場合が多かったといえる。<sup>66)</sup>

ここまで、松平知行所分の田畑役高帳をみることで、知行所内には役高徴収単位として入地組が七組設定されていたことを確認できた。入地組の設定は、村内広範囲にわたって土地を知行した松平氏ならではの役銭を徴収するため必要な枠組みであったと考えられる。では、次にこうした大高知行主である松平氏ではない、他の相給旗本における知行所入用はどのように割り付られていたのだろうか、河野知行所の場合を例に続けてみていこう。

## 2 河野知行所「百石割」

表6は、享和三年(一八〇三)の河野知行所組における「百石割」<sup>67)</sup>の内訳を示したものである。河野知行所の百石割は、知行所別にかかった入用費をその立替者とともに書き上げたものである。同表には、河野知行所分の入用として

立て替えた百姓と入用日・入用額・用途の記載がある。表下段の小計1には、九月から一二月分の知行所入用の合計があり、続く小計2は村全体四給分の諸入用の合計で、小計3は元名主である恒右衛門が勤役中の一月から八月における知行所入用の合計が計上してある。<sup>68</sup>それらの合計が、銭六四貫四九文となり、河野知行所組の組高一四〇石八斗に「割入」れられ、百石割高として四五貫五〇〇文が算出された。河野知行所入用の具体的な用途がわかるのは、九月から一二月分だけであるが、用途をみると伝馬・飛脚代や、印墨代・炭代・奉公人給金など河野知行所の運営上必要な経費が拠出されていたことがわかる。そしてそのほとんどを松平知行所の兼帯名主であった彦市が立て替えていたことが確認できる。

なお、「百石割」は、河野知行所以外に松平知行所においても作成されている。松平知行所の「百石割」は、知行所全体の入用費を記載したのではなく、知行所「入地組」のみを計上した百石割で、河野知行所の「百石割」とは徴収単位上、位相が異なる。台方村における村入用の徴収については、前述の百石割のほかに「本村割元帳」や「千石割元帳」などの帳簿が存在し、こうした帳簿を作成し入用負担を割り付けていくことによって、四給村入用全体を管理していたことが確認できるが、ここでは指摘するに止めたい。<sup>69</sup>

本節では松平知行所において、役銭徴収単位として内部に「入地組」が存在した事実を田畑役高帳などから確認し、合わせて知行所入用を徴収するために、河野知行所や松平知行所において、百石割という村入用徴収の一端がわかる帳簿の存在を確認した。台方村は、村と四給知行所と入地という三つの基盤となる区分が構造化されていると同時に、四給知行所内部には四つの知行所「組」と松平知行所「入地組」という枠組みをも包摂した形で村運営が進められていたのである。

## おわりに

台方村の百姓は、入地と呼ばれる百姓が居住する小集落の一員として、日常的に道や用水樋の普請人足を勤めながら、鎮守や順番で決めた百姓宅に定期的に集まって講や祈禱を行った。また村内の治安を守るために入地百姓が順番で火の番を勤めた。入地には、入地代表者の下で、入地百姓代と月番百姓が入地百姓間の連絡調整を図るなど、入地運営を円滑ならしめた役割が置かれた。入地運営は、近世を通じて確実に機能していたのである。一方、台方村は元禄一一年（二六九八）以降は旗本四氏による相給支配が敷かれ、それにより百姓もそれぞれ知行所付の百姓となり、年貢諸役の徴収や負担面を中心に各知行主に属する百姓となった。知行所運営は、各知行所役人と知行所付百姓の手に委ねられ、知行所組役人らは組参会を通じてその都度対応を協議し、知行所運営を進めていった。

知行所の中でも最大の知行主であった松平氏は、知行所内部をさらに七組に編成し、各組に組頭を置くことで知行所支配の徹底を図った。その際、組の名称は既存の入地呼称を用いた。これによって村内は、近世初頭以来の枠組である入地と、旗本四氏の知行所「組」と、松平知行所「入地組」という三つの、性格も意味するものも異なる枠組みが併存することとなったのである。

こうして台方村の百姓は、各々が帰属する枠組みに規定されることになったのであるが、案件によって百姓は、自らを入地百姓としての立場から知行所付百姓としての立場に変えるなど、柔軟な対応をとることもあった。百姓は、併存するに至った三つの枠組みによる強固な規定性を、村運営上、多様な選択肢を取り得る状況と積極的に捉え直すことで、規定性を積極的に利用することがあったのではないだろうか。併存する多様な枠組みとして存在した三つの

「組」は、ある意味、村運営における成熟度の高さを示すものといえよう。村内に入地という小集団が知行所組百姓集団と併存し続けることができた理由は、そこにあると考える。台方村の村運営は、入地運営と知行所組運営と知行所入地組運営が併存し、且つ重層的に存在し得たところに特質が見出せると考える。

本論で、残した課題も多い。まず、各入地内に存在した小集団の性格解明がある。第一節において、棧敷割という限定した場における小集団の存在を指摘したが、現在も生活されている地元の方からの聞き取りなどによる調査でもいまだに大弥勒と小弥勒は厳然と区別されていることが確認できる。加えて砂郷が砂郷上と砂郷下などと呼称されていた点も含め、入地内小集団の存在と性格の解明は必要であろう。また台方村における文書管理についての検討も必要と考える。<sup>(70)</sup> 台方村は近世段階から現在まで村民一同が総出で虫干しを行うなど徹底した文書の管理を行っており、そのことは台方区有文書や各家文書に残る村方文書目録の存在からもわかる。近世期に度々発生した村役人交代に伴い生じた村方文書の引継問題と合わせて、台方村の文書管理史について全面的に明らかにする必要があると思われるが、いずれも今後の課題としたい。

## 註

(1) 旗本領に関する研究は、旗本領自体の性格に関する研究や旗本財政に関する研究、旗本知行権に関する研究など多くの蓄積があるが、旗本の相給村落運営に関して言及した研究としては、西脇康「旗本相給村落―近世中・後期における―」(関東近世史研究会編『旗本知行と村落』、文献出版、一九八六年)や、井上攻「相給村落の村組と知行所―下野国芳賀郡七井村の事例―」(『湘南史学』七・八合併、一九八六年)、秋山悟「旗本相給村落における村運営―常陸国新治郡半田村を事例として―」(『茨城県史研究』六三、一九八九年)、大石学「近世江戸周辺旗本領における村運営―武州多摩

郡坂浜村村政の展開―」(『日本村落史講座第五卷』、雄山閣出版、一九九〇年)、阿部昭「相給村の一統寄合機能」(『歴史と文化』六、一九九七年)などがあげられる。

(2) 村「組」ないし、「村」や小名などの村落内小集団を扱った研究としては、小高昭一「近世村落と組―三州設楽郡奈根村を事例として―」(『史学論集』一四、一九八四年)や、白井哲哉「小名に関する一考察」(『明治大学刑事事博物館年報』二〇、一九九〇年)、佐藤孝之「村と村―村の統合をめぐる―」(『日本村落史講座第五卷』雄山閣出版、一九九〇年)、関口博臣「近世関東の「村」と百姓土地所持―武州志多見村を中心に―」(『歴史学研究』六二八、一九九二年)、関口b「近世関東の「村」と村運営」(『地方史研究』二四一、一九九三年)、水本邦彦「村と村組―中野村の場合―」(『近世の郷村自治と行政』第五章、東京大学出版会、一九九三年。初出は一九八七年)、内田鉄平「近世後期、村組と村社会の変容―豊後国日田郡五馬市村を事例に―」(『専修史学』三九、二〇〇五年)などがある。

(3) 註(1)西脇・秋山・阿部論文参照。

(4) 註(2)関口b論文、水本論文参照。

(5) 牧原成征「近世村落の村運営と村内小集落―信州佐久郡下海瀬村を事例として―」(『史学雑誌』一〇四編四号、一九九五年)や、山崎圭a「近世村落の構造と組」(『近世幕領地域社会の研究』補論、校倉書房、二〇〇五年。初出は一九九六年)、山崎b「近世村落の内部集団と村落構造―信州における本百姓・抱関係の分析を通じて―」(『近世幕領地域社会の研究』第一部第一章、校倉書房、二〇〇五年、所収。初出は一九九五年)、渡辺尚志「幕末維新期における村と地域」(『史料館研究紀要』二四、一九九三年)、福重旨乃a「村組と村請制―近世中期における武蔵国都築郡王禅寺村を事例に―」(『法政史学』五四、二〇〇〇年)、福重b「村組の領域認識と村運営―正徳期における武蔵国都築郡王禅寺村を事例に―」(『法政史論』二九、二〇〇二年)などがあげられる。

とりわけ牧原論文には、「近世後期には階層と集落の両面で村運営の担い手が拡大したといえ、百姓たちが地縁的な生活共同体としての集落にあわせて耕地という村運営の単位を創出し、擬制的であった行政村を捉え返し、実質を備えた団体に变えていった」との指摘があり、また山崎論文では①村政上、家そのものよりも本百姓によって代表されている同族的な集団にこそ重要な意味があったとした指摘や、②一八世紀半ば以降、組ばかりではなく同族も含め小百姓を包摂する諸集団が次第に機能を低下させていった、との指摘がある。いずれも本論を作成する上で示唆された。

また渡辺論文には、村請制村のみが支配・行政の単位ではなく、その中の集落も支配・行政単位としての機能を持つているとの指摘があり、福重論文は、①元禄―正徳期は領主の村請制支配と在地社会における村運営の原理の緊張が先鋭化した時期であった、②村の領域認識に規定されるなか、百姓は争論によって村請制か村組かの選択がなされていた、と指摘しており、いずれも興味深い。

(6) 総じて従来の研究では、近世後期において村「組」は、消滅ないしは形骸化、行政村に組み込まれるなどの評価がなされるくらいがある。安易に村「組」の歴史的意義を強調するつもりはないが、台方村においては相給村と入地が幕末まで併存した事実を重要視しつつ、合わせて両者が併存した意味を考えねばならないであろう。

(7) 現在では、行政上地名としては残っていないが、台方地区内の公民館や集会所、バス停の名称に、入地の呼称が用いられている。

(8) 序章三「近世台方村の概要」の註(11)に掲げた文献を参照。

(9) 伊藤陽啓 a 「近世後期相給村落における村方騒動―いわゆる「分断」の内容について―」〔千葉県の歴史〕二九、一九八五年)、伊藤 b 「相給村落の終焉と直轄県―宮谷県を中心に―」〔房総の郷土史〕一五、一九八七年)、伊藤 c 「近世村落における小地域集団―上総国山辺郡台方村「入地」を事例として―」〔房総の郷土史〕一五、一九八七年)、伊藤

d 「相給村落における村結合と知行所結合―上総国山辺郡台方村を事例として―」〔歴史科学と教育〕七、一九八八年)、伊藤 e 「相給村落における「入地」結合―上総国山辺郡、特に台方村・四天木村を事例として―」〔千葉歴史学会編『近世房総の社会と文化』高科書店、一九九四年)。

(10) 註(9)伊藤 a 論文一七頁や、伊藤 c 論文一三頁。

(11) 註(9)伊藤 d 論文五六頁。

(12) 特に註(9)伊藤 d 論文の「一入地の成立過程と分郷」(三五―三九頁)部分については、第一節の中で同一史料を紹介しながら、再検討していきたい。

(13) 註(9)伊藤 d 論文の「一入地の成立過程と分郷」(三五―四〇頁)部分。

(14) 『高家文書』一。なお、本史料の閲覧については、千葉県文書館所蔵の県史収集複製資料の紙焼き本を利用した。

(15) 註(14)に同じ。

(16) 註(9)伊藤 d 論文の三五―三六頁部分。

(17) 『東金市台方 前嶋家文書目録 1』(千葉県総務部文書課、一九八八年)の解題部分(六頁)には、合併・消滅した入地の変遷が示されており、そこには承応三年の入地状況として、羽黒・内出・砂郷上・砂郷下・大弥勒・小弥勒とある。羽黒と内出が別入地として把握されているが、本文で紹介した史料 1 には「羽黒内出百姓」とあることから、羽黒と内出が別入地と判断できるかは、微妙である。断定は出来ないものの、本論では、羽黒と内出が別入地ではなく、同一の入地呼称として存在していたとひとまず理解しておく。

(18) 註(9)伊藤 d 論文三七―三八頁部分。

(19) 史料上には、花輪役棧敷の記載がみえない。名主の半左衛門の棧敷二間分が花輪役棧敷と思われるが、不明である。

(20) 註(9)伊藤d論文三七頁。  
 (21) 註(9)伊藤d論文では、名主二名と年寄一名、組頭三名を村役人六名と称しているが、正確な表現ではなからう。なお年寄とある庄五郎は、本史料を所蔵する高家の先祖である。

(22) 註(9)伊藤d論文のように省略した場合には、花輪百姓棧敷以下、残りの入地百姓棧敷の存在自体がみえてこなくなる。

(23) 註(9)伊藤d論文三八頁。

(24) とはいえ、入地の役棧敷を割り当てられた一一名の村役人らが入地の代表的側面が全くなかったと言い切ることも出来ない。当該期において村役人が各々所属する入地で果たした役割については、史料上の制約もあり今後の課題としたい。

(25) 全文引用した史料1をみれば、確認できよう。

(26) 『有原文書』イ一九。なお現在、同文書は一部を除き、大部分が千葉県文書館に寄託されている。

(27) このように台方村の入地が六入地ではなく、八入地として確認できるのは、山王宮祭祀時における村内での役割分担の単位や棧敷割当てなどに限定した呼称と考えている。入地内がさらに細かく分けられていた事実自体は興味深いものの、その具体的解明については史料上の制約もあり、今後の課題としたい。

(28) 註(9)伊藤論文dでは、「二入地の諸機能」として、①日待の単位、②検断権、③葬儀の単位、④入地による土地所持への関与、⑤身分秩序再確認の場としての入地、⑥入地入用の存在を、挙げている(四〇〇〜五二二頁部分)。

(29) 日待ち行為が入地ごとに行われていたことは、註(9)伊藤d論文(四〇〇〜四二頁)においても既に指摘されている。そのほか、入地単位で行われていたものとして、道や用水樋深い普請の際の人足勤めや、他村へ廻状を届け、あるいは他に村に人を迎えに出す「小歩行」人足勤めなどがある。

(30) 羽黒の題目講は七月一四日に、入地契り講に関しては弥勒、羽黒とも一〇月一三日に開催している。

(31) 前嶋家の自宅で保管されている日記は、嘉永二年の「壹番日記控」をはじめとして、慶応三年の「拾九八番之内式番日記」まで毎年作成の日記がある。なお、明治四年からは「御用・村用日記壹」として引き続き記録が残る。幕末から明治初年にかけて前嶋家で起きた年中行事や、弥勒入地内での出来事、台方村政の様子など幅広い情報が書き記されている貴重な史料である。なお実際の閲覧にあたっては、千葉県文書館収蔵の県史収集複製史料の紙焼き本を利用した。

(32) 嘉永四年正月「三番日記」八月七日の記録(『前嶋家文書 自宅保管分』箱一三三)。

(33) 安政二年正月「七番日記」三月四日の記録(『前嶋家文書 自宅保管分』箱一七二)。

(34) 嘉永三年三月一〇日の記録や、嘉永四年三月二四日の記録などに「種蒔入地惣仕舞」の記録がみえる。

(35) そのほかには、安政二年四月四日に「湿地日待願」が行われたり(『前嶋家文書 自宅保管分』箱一七二)、安政二年一〇月五日に「地しん無難ニ付日待」が行われたりしている(『前嶋家文書 自宅保管分』箱一七二)。

(36) 安政二年正月「七番日記」三月二八日の記録(『前嶋家文書 自宅保管分』箱一七二)。

(37) 嘉永四年正月「三番日記」四月二〇日・二九日の記録(『前嶋家文書 自宅保管分』箱一三三)。

(38) 弥勒入地の鎮守で、河野知行所支配に属した。

(39) 月番百姓が、入地の代表者である前嶋家の当主である治助宅に日待ちや各種祈禱実施の許可を得るために訪れていたことは、日記上から治助の返答として「聞濟遣し」や「承知致し」、「宜敷有之」と述べていることからわかる。

(40) 小左衛門と吉兵衛が一月と九月、熊之助と文吉が二月と一〇月、佐次右衛門が三月と一一月に務めている。

(41) 文化一一年六月「口書」(『有原文書』ク二一四)。

(42) 口書の作成者に権太郎が二名並んでいるが、弥勒の善左衛門伴の権太郎(二八歳)と茂兵衛伴の権太郎(二二歳)で、別人である。

(43) 史料中で中略とした部分は、弥勒の佐次右衛門と長五郎の奥書部分である。

(44) 嘉永四年正月「三番日記」(前嶋家文書 自宅保管分) 箱一―三)二月二十六日と二十八日の記録。

(45) 入地寄合であるにもかかわらず、上宿町の権左衛門が何故参加しているのかは不明である。ただ、天保九年の「御用留」(『有原家文書』サ八)には、当時松平知行所名主を務めていた勘左衛門と「権左衛門」が年番で松平知行所分の年貢の取立役を命じられていることが確認できる。権左衛門が松平知行所付百姓の中で名主と並ぶ取立役を務め得る存在であったことは確認できる。

(46) 序章三 近世台方村の概要の「4 入地百姓と知行所付百姓」にあるように、文化期の状況ではあるが、弥勒百姓二六軒の中で松平知行所付と河野知行所付の百姓が九軒ずつ居り、弥勒においては両知行所付百姓が構成員の中で中心的存在であった。

(47) 安政二年正月「七番日記」(前嶋家文書 自宅保管分) 箱一―七)二月一四日の記録。

(48) 入内百姓代の存在に関連する史料として、ほかには天保八年二月の「入置申一札之事」(『前嶋家文書』ト五二)がある。この史料は、弥勒百姓の「留守居」を務めた人物の身元保障を弥勒百姓が引き受けた際に、名主である治兵衛に宛てて作成されたものだが、同史料の作成者として「弥勒百姓代」徳右衛門の名が確認できる。知行所支配の枠組みの村役人とは異なる入地の百姓代がいたことがわかる。

(49) 註(39)にあるように弥勒の代表者は前嶋家であり、羽黒の代表者は有原家が務めていたことは史料上確認できるが、その他の入地代表者については、不明である。

(50) 序章の註(11)中村b論文(七〇頁)では、弥勒の八幡社大破後の再建をめぐる一連の対応から、入地の運営に関して①各知行所付百姓では対応できない日常生活における事態に入地が対応していたこと、②その入地に住む異なる知行所の村役人が合議しながら入地の運営を行ったこと、③入地で決定したことは四給の村役人に披露していたことから入地が村の下部組織として位置づけられていたことがわかる、としている。入地運営をめぐる「一対応」としては理解できるが、筆者は入地運営を構造的に支えたシステムが蔽に存在した点を重視しており、それは本節で確認したとおりである。

(51) 旗本の松平氏については、序章の註(25)参照。

(52) 本章では、松平知行所運営のみを取り上げるが、同じく台方村の知行主であった旗本河野氏の知行所については、既に渡辺尚志「相給知行と豪農経営―上総国山辺郡台方村を事例として―」(『惣百姓と近世村落』第二編第七章所収、岩田書院、二〇〇七年。初出は一九八九年)において取り上げている。同氏は、相給知行にみられる領主支配の規定性と豪農の経営戦略を主要な問題関心としており、知行所運営自体を論じたものではないが、河野知行所付百姓間の関係性と土地移動の実態分析は参考となった。

(53) 『有原家文書』サ八。

(54) 「御用留」には、組参会のほかに四給参会や五か村普請参会の記事もある。参会理由は、雄蛇ヶ池用水組合九か村との出入りや分水に関すること、滝川五か村組合が台方村内から取水する際の用水樋の普請に関することであった。

(55) 御用留の記載上判明する限りにおいて、参会者には組頭の彦兵衛の名がみえること、組役人の参会場所は、取立役の権左衛門宅か、名主の勘左衛門宅、組頭の彦兵衛宅、大次郎宅で開催されたことがわかる。

(56) 文政一〇年時に組頭であった弥惣太郎については、どの入地組と入地に属していたのか不明である。

(57) 組頭の人数については、「年貢皆済目録」などからも判明する。文政九年の「西御年貢皆済目録」(『伊藤家文書』一)には、名主給と並び組頭給の記載もあるが、支給は「六組惣組頭役料」として計上されている。だが、時期が下り天保一〇年の「戌御年貢勘定目録」(『有原文書』シ二一)には、名主給と組頭役料高が記載された後に、「組頭八人へ年三斗五升宛」とある。文政段階までは、組頭の人数が固定出来ず、惣組頭として役料を支給されていたものが、天保期には組頭八人と具体的人数に即して支給されるようになっていく。

(58) 『有原文書』サ二〇。

(59) 『有原文書』セ三六。本史料の表紙は、「被仰出書付」とあり、本文で紹介した一つ書きを含めて全九ヶ条からなる申渡書付である。

(60) 『有原文書』ク六六。

(61) 普沢儀兵衛がいかなる人物かは不明だが、香取郡倉水村は松平氏の知行所支配を受ける村の一つである(松平氏は九六石余の知行主)。嘉平次とも松平知行所全体の地方支配を進めるなかで、関係を保持していた人物と思われる。

(62) 松平知行所内部に「入地組」が存在したことは、『東金市台方前嶋家文書目録1』の解題部分(伊藤陽啓氏執筆部分)において既に指摘がある。伊藤氏は、「入地名組」を、入地自体を表すものと、松平知行所内部の下部機構として存在するものと二つあるとしており、続けて「この「組」は松平知行所入用の徴収を行ったり、また相互扶助組織としても機能していたようである」としたが、指摘のみに止まっている。

(63) 『有原文書』ウ五五―一。なお、同帳簿の表紙は「田畑役高帳但七組元帳」とある。

(64) 福俵組の中には、押堀村の藤右衛門、下田中村の源兵衛、油井村の勘兵衛など福俵村以外の百姓も含まれている。

(65) 『前嶋家文書』ヌ五二。なお、田畑反別名寄帳は、本文中で紹介する田畑役高帳と対をなす帳簿で、松平知行所百姓

の土地所持状況がわかる。本帳簿は、弥勒組、大作組、花輪組、羽黒組、大門組、砂郷組、村入石、大豆谷入石、福俵組、東金入石上宿、東金入石岩崎・新宿ごとに計一冊作成されている。

(66) とはいえ、入地組高や入地組に属した百姓が固定的であったわけではない。組高の変動やそれに伴って実施された入地組の編成替えの問題については、第二章の小松論文において詳細に言及されている。

(67) 『有原文書』シ三。なお、この時期有原家は河野知行所の兼帯名主を務めており、その関係で同家に河野組百石割の史料が残ったと思われる。

(68) 元名主恒右衛門勤役中の八月までの入用費については、岩崎町の太兵衛が立て替えている。岩崎町の太兵衛は文化八年に松平知行所の最大土地所持者であった人物である。

(69) 第二章小松論文の第二節「松平知行所の入地組」において、詳細な分析がある。

(70) 伊藤陽啓氏が『東金市台方前嶋家文書目録1』の解題において、台方村に二系統の文書群が存在することを指摘し、両者の管理方法の一端を紹介しているが、同氏も「台方村の文書管理体系の本格的解明は今後の課題である」とコメントしている。

〔附記〕 本稿で利用した史料の閲覧利用に際しては、千葉県文書館県史・古文書課の方々のお世話になった。また本稿作成にあたっては、台方村研究会メンバーの方々から多くを学んだ。末筆ながら記して感謝申し上げる。